



とうもう法人

題字 江森光龍先生



館林市つつじが岡公園

色彩の祭典、春の絶景

歴史と彩りが織りなす、日本が誇る花の聖地【館林支部】

館林市が誇る「つつじが岡公園」は、長い歴史と伝統を持ち、昭和9年には国の名勝に指定されました。全国に類を見ないツツジの名園として知られ、見頃を迎えると約100品種・1万株もの花々が園内を鮮やかに染め上げます。

特に注目すべきは、館林城の歴代城主により大名庭園として保護されてきた数百年もの時を超えて咲き続ける貴重な古木群です。また高さ5メートルにも及ぶ巨樹や、樹齢800年を超えると伝えられるヤマツツジ、そして宇宙飛行士（向井千秋さん）と共に宇宙を旅した種子から育った「宇宙ツツジ」など、ここでしか出会えない「名木」が訪れる人々を魅了します。

目次

新春賀詞交歓会・新春講演会 …… 2	随筆リレー …… 11
令和8年度事業計画 …… 3	「目的と継続」
令和8年度収支予算 …… 4	法人会・部会・支部の活動 …… 12～13
税務署コーナー …… 5～7	新入会員のご紹介 …… 14
群馬県からのお知らせ …… 8	第9回税に関する絵はがきコンクール
税理士会コーナー …… 9	関信越局連女連協会会長賞
企業紹介 …… 10	全法連女連協会会長賞受賞 …… 15
「三笠産業(株)」（館林支部）	

とうもう法人 第159号

令和8年4月15日発行
(年4回 8月、11月は1日発行)
4月、1月は15日発行)

発行所 一般社団法人 東毛法人会

〒374-8640 館林市大手町10-1

館林商工会議所会館内

Tel. 0276-73-6811

Fax. 0276-73-6839

e-mail:tomo.hjk@alto.ocn.ne.jp

発行責任者 森戸利一

印刷 オーラ印刷株式会社

定価120円(年会費に含む)

社内で回覧しましょう

新春賀詞交歓会・新春講演会

新春賀詞交歓会を開催

令和8年の新春を迎えた1月21日(水)、東毛法人会新春賀詞交歓会が太田市の太田グランドホテルにおいて開催されました。

大江通浩副会長の言葉で交歓会が開始され、続いて、谷田川敏幸会長からごあいさつをいただきました。



ご来賓の館林税務署長仲北篤様、太田市長穂積昌信様からも新春のごあいさつをいただき、ご来賓の皆様のご紹介の後、関東信越税理士会館林支部長尾花俊彦様の乾杯で歓談に移り、来賓をはじめ役員、委員等が新年を祝い和やかに歓談し、齊藤純一副会長の閉会の言葉で終了しました。

新春講演会を開催

賀詞交歓会に先立ち、社会貢献事業の一環として、新春講演会では、谷田川会長のあいさつ後、東京大学大学院情報学環特任教授の片田敏孝を講師にお迎えし、『荒ぶる自然災害に向かい合う心構え』と題して、ご講演いただきました。

講演では、日本の防災対策は、行政任せから住民主体となり、住民一人一人が我が事として捉え、主体的に行動することが求められるなど、防災教育に取り組んだ経験を交えて、いざというときに役立つ講演をしていただきました。



一般社団法人東毛法人会 第14回通常総会のお知らせ

5月29日(金) 16:15～
太田グランドホテル (太田市)

□会員・部会員の皆様のご出席をお願いいたします。

女性部会第14回通常総会

5月21日(木) 16:00～
正田醤油(株)文右衛門ホール (館林市)

青年部会第14回通常総会

6月4日(木) 18:30～
ニューミヤコホテル館林 (館林市)

令和 8 年度 事業計画

3月4日の理事会で可決承認された令和8年度事業計画及び収支予算の概要です。

令和8年度 事業計画

1 基本方針

- (1) 法人会は、健全な納税者の団体であり「よき経営者をめざすものの団体」として本会、支部、部会が一体となって事業の公益性を高め、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の一層の向上を図るとともに、企業経営及び地域社会の健全な発展に貢献する。
- (2) 昭和61年に社団法人化し、更に平成25年に一般社団法人の認可を受けており、引き続き公益法人制度改革の趣旨に則り、公益性を高め法人会活動の更なる活性化を図ることとする。
- (3) 会員相互の研さんと親睦を図るとともに、会員増強運動を展開し、組織の拡充と財政基盤の強化に努め、会員が「会員でよかった」を実感できる事業活動を展開する。

2 主な事業計画 (抜粋)

基本方針に基づき“魅力ある法人会”を目指し、下記項目を積極的に推進する。

(1) 公益事業

1 研修相談事業

- ①法人税決算期別税務説明会の開催
- ②新設法人税務研修会の開催

2 税制提言事業

- ①税制改正に関する提言、陳情の実施
- ②全国大会への参加 (本会、青年、女性部会)

3 税の広報事業

- ①会報「とうもう法人」の発行 (年4回)
- ②全国法人会総連合の機関紙「ほうじん」の配布 (年4回)

③e-Tax普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大

④租税教育事業の推進

青年部会による租税教室や女性部会による税に関する絵はがきコンクールを推進する。

4 地域社会貢献事業

- ①講演会の開催
- ②地域発展事業への参画

5 経営支援事業

- ①インターネットセミナーの提供

(2) 共益事業

1 会員支援事業

- ①青年部会・女性部会の活動を積極的に支援
- ②「法人会融資制度」の利活用を推進
- ③実践的な研修を実施
- ④事業承継に資する事業に実施
- ⑤功労者表彰及び優良経理担当者表彰等を実施

2 会員増強事業

- ①会員増強運動の実施
- ②会員増強に貢献のあった支部等表彰

3 会員交流事業

- ①会員親睦ゴルフ大会の開催
- ②新年賀詞交歓会の開催

4 厚生制度事業

- ①経営者大型総合保障制度、ビジネスガード、法人会がん保険制度を推進
- ②経営者大型総合保障制度の利用拡大を推進
- ③会員企業の「健康経営」を推進する。

(3) その他

- ①公益法人会計基準を遵守し、指導監督基準に則した運営を実践
- ②諸会議の開催

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム **e-Tax** 電子申告で効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。


※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会 **イータックス** 検索



ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

令和 8 年度 収支予算

		科 目	予算額	備 考
経常増減の部	経常収益	1. 基本財産運用益	3,000	
		2. 特定資産運用益	1,000	
		3. 受取会費	20,750,000	
		4. 事業収益	6,990,000	
		5. 受取補助金等	12,129,600	
		6. 雑収益	1,444,400	
		経常収益計	41,318,000	
	経常費用	1. 事業費	38,036,250	
		2. 管理費	5,307,750	
		経常費用計	43,344,000	
当期経常増減額			△ 2,026,000	
経常外増減の部	収 益	1. 経常外収益	0	
		経常外収益計	0	
	費 用	1. 経常外費用	0	
		経常外費用計	0	
当期経常外増減額			0	
当期一般正味財産増減額			△ 2,026,000	
一般正味財産期首残高			33,591,771	
一般正味財産期末残高			31,565,771	
指定正味財産増減の部	受取補助金等	1. 受取全法連助成金	11,520,900	
		受取補助金等合計	11,520,900	
	一般正味財産への振替	1. 一般正味財産への振替額	△ 11,520,900	
		一般正味財産への振替計	△ 11,520,900	
当期指定正味財産増減額			0	
指定正味財産期首残高			0	
指定正味財産期末残高			0	
正味財産期末残高			31,565,771	

関東信越税理士会館林支部所属・税理士

石 塚 泉	0276-72-3528	館林市	中 本 峻 佑	080-3398-7905	大泉町	石 原 正 夫	0276-37-2738	太田市
市 川 孝 一	" 74-5860	"	新 島 圭	0276-60-4458	千代田町	碓 氷 照 夫	" 46-3864	"
大 川 秀 嗣	" 72-6844	"	飯 田 博 之	" 45-1226	太田市	内 沼 春 彦	" 31-7115	"
大 谷 政 昭	" 73-1780	"	池 田 啓 二	" 55-2959	"	遠 藤 恭 司	" 49-0660	"
小 野 久 男	" 73-4221	"	石 黒 裕 一	" 46-2611	"	大 澤 幸 生	" 56-4514	"



税務署コーナー

国税の納税は
キャッシュレス納付がおススメです！！


選べる便利な納付方法はこちら！

納税はキャッシュレス納付


＼納付書不要で納付できます！／

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネット バンキング等による 電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	e-Taxで申告後、e-Taxを経由して、「国税スマートフォン決済専用サイト」にアクセスし、納付する方法

詳しくは、国税庁ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付書を送付することはありません。



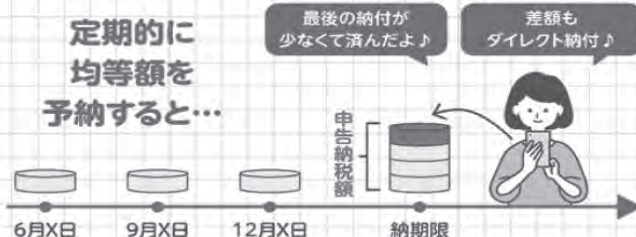
計画的な納付で安心！確実！
「予納ダイレクト」を使ってみませんか？

メリット

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

定期的に均等額を予納すると…



最後の納付が少なくて済んだよ！

差額もダイレクト納付♪

予納ダイレクトによる納付方法

STEP1

e-Taxにログイン！



STEP2

予納の申出を選択！



STEP3

税目や予納額を入力し、引き落とし日を指定！

3ステップで完了！



動画でもご紹介しています

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納と分納のご紹介



15:48

★詳しくは、国税庁 HP「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



国税庁をかたった不審なメール等にご注意を！！

国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールにご注意ください！

ショートメッセージやメールにより国税の納付を求めると差押えを予告することはありません

- ・ 国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。
- ・ 国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨の案内を送信していません。

不審なメール等に記載された URL へのアクセスや支払いなどしないようご注意ください

- ・ 不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページになりましたサイトを発見した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。
- ・ 国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

具体的な被害の相談については、最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口にお問い合わせください。
 一部道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口はこちら
<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>

詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。
<https://www.nta.go.jp>

国税庁・国税局・税務署 警察庁

- 国税庁(国税局、税務署を含みます)では、ショートメッセージに URL を記載した案内を送信することはありません。
- 国税の納付を求める旨や、差押えに関するショートメッセージやメール、LINE によるメッセージを送信することはありません。
- 不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページになりましたサイトを発見した場合は、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。



★ 詳しくは、国税庁HP「不審なメールや電話にご注意ください」へ

ご自宅等で、現金により国税を納付した場合の注意事項

国税の納付については、キャッシュレス納付を推進しているところですが、徴収担当職員がご自宅や事務所等において領収を行う場合には、必ず以下の領収証書をその場で交付します。

国税(国庫金) 領収証書

納付者(住所):
 氏名又は名称:
 参照番号: []

右の合計額を領収しました。
 年 月 日 領収

納付額の区分

年度	第	号
本 税		
加算税		
明子税		
延滞税		
滞納処分		
合計額		

記号 番号 A

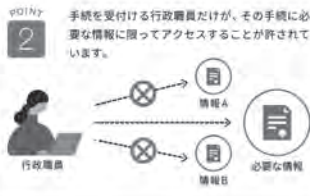
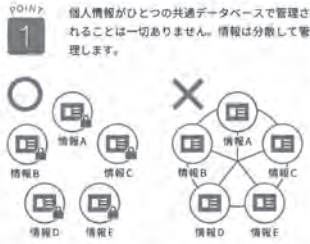
◎注意
 黄色のカーボンで書かれていないときは、お手数でもその旨税務署まで御連絡下さい。

★ 領収証書をお渡しする際に、納税者の方に署名及び納付金額の記載をお願いしています。ご協力をお願いします。

マイナンバーカードは 安心・安全です

安心の情報管理体制

マイナンバー制度は、個人情報を一元管理する仕組みではないため、情報が集まる形で漏れることはありません。また、国は預貯金額や医療などのあらゆる情報に関して監視することはありませんし、そもそもできない仕組みとなっています。



POINT 3

不正なアクセスが行われないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しています。

画面における安全性の対策

なりすましはできません。写真入りのため、対面での運用は必須です。

マイナンバーを見られても個人情報はありません。

マイナンバーを利用するには、写真写し本人確認書類などの本人確認が必要であるため、運用は国限です。

オンラインの利用には電子証明書を使います。マイナンバーは使いません。

プライバシー性の高い個人情報が入っていません。

ICチップ読み取りは、紛失や盗難などの個人情報記録されません。経路保証として利用する場合は、特定個人情報や要配慮情報などがICチップに入ることはありません。

万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

マイナンバーやマイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

平日:9:30~20:00 土日祝:9:30~17:30(年末年始を除く)
※紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合
マイナンバーカードの
050-3810-1250 そのほかのお問合せ
050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English,
Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー-郵便 個人番号通知書
Social Security Individual Member Notification
and Tax Member System and Individual Member Card
0120-0178-26 0120-0178-27

マイナンバー
カードの
申請方法は
こちら

デジタル庁

すべての「不便」をあたらしい「便利」に
☑️できます。が増えてます。
マイナンバーカード
っていうけど
実際なにか
できるの？



マイナンバーカードで☑️できます。

対面でもオンラインでも本人確認[®]に利用できるマイナンバーカードは、できることが広がっています。

※カード自体の本人確認書類としての利用、銀行口座や証券口座開設時の対面・オンラインでの本人確認利用(民間企業における利用)

マイナンバーカードのさらなる利用シーン、使い方の詳細については、こちらのサイトをご確認ください。



1

健康保険証としても利用でき
過去の診療や処方せんの
情報も確認できます。

自分の特定健診情報等、診療・薬剤情報、医療費通知情報をマイナポータルから確認できます。
※保険の種類によっては、対応していない場合があります。

本人の同意のもと、医師・薬剤師と特定健診・診療・薬剤情報などが共有でき、より良い医療を受けることができます。
※救急搬送時の傷病者の情報把握にマイナンバーカードを活用できるよう、実証事業も進めています。

2

所得税の確定申告も
自動入力で簡単にでき
手間を省くことができます。

マイナポータルと連携することにより、給与や年金の源泉徴収票・医療費・各種保険料・ふるさと納税などの控除証明書等のデータを確定申告書の該当項目に自動入力することができ、簡単に確定申告ができます。
※発行主体の対応状況によっては、データを取得できない場合があります。
※マイナポータル連携を利用するためには、事前準備が必要です。

確定申告期間は、e-Taxを利用すると税務署に行かずに、24時間オンラインで申告することができます(メンテナンス時間を除きます)。

3

保育所や児童手当の
申請など、子育ての
手続きも簡単にできます。

妊娠の届出や保育所入所の申込、児童手当の手続きなど子育てに関する手続きがマイナポータルから電子申請することができます。
マイナポータルを利用することで、市区町村の窓口に出向かなくても、原則24時間オンラインで手続きすることができます。
※自治体によって対応サービスは異なります。

4

役所に行かずに
転出届の提出など
引越しの手続きもできます。

転出元の市区町村窓口に行かずに、また窓口が開いていない時間帯でも、いつでも簡単に、マイナポータルからオンラインで転出届を提出することができます。

引越し先への転入届提出のための来庁予定の連絡(転入先市区町村への連絡)をマイナポータルから行うことで、引越しシーンでも、引越し先の市区町村窓口での各種手続がスムーズになります。

5

コンビニで
住民票の写しなどの
証明書を取得できます。

役所に行かずに、コンビニで各種証明書などを取得することができます。
※毎日6:30から23:00まで利用できます。
※市区町村によって対応状況が異なります。

マイナンバーカードの機能をスマホに搭載すれば、スマホひとつでコンビニ交付を利用できます。
※一部のAndroid端末で利用可能です。
※一部店舗で先行実施中です(順次拡大予定)。

6

将来、病院の診察券
などとしても利用できるよう
なります。

マイナンバーカードを診察券や子ども医療費などの医療費助成の受給者証として利用できるようになります。いろいろな病院の診察券や各種医療費助成の受給者証を1枚にまとめることができるので、複数の診察券・受給者証として利用できるようになります。
※一部の病院、クリニックではすでに利用を開始しています。
※医療機関側のシステム変更が必要です。

群馬県からのお知らせ

自動車税の納税通知書が 5月1日(金)に発送されます!

～納税は納期限(6月1日(月))までに～

自動車税は、道路整備、医療、福祉、教育の充実など安心・安全な暮らしを確保する財源としても大切に使われています。

■自動車税を納める方

4月1日現在の車検証上の所有者に自動車税が課税されます。

■自動車税の納税方法

- 金融機関・郵便局・各行政県税事務所
- Pay-easy (ペイジー)
- コンビニエンスストア
- 口座振替

今年は6月1日(月)が振替日となります。

これからの申込みについては、来年度からのご利用となります。

お申し込みはがきは、各行政県税事務所、市町納税窓口、各取扱金融機関窓口等にあります。

- スマートフォンアプリ・クレジットカード

「地方税お支払サイト」を利用して、ご納税できます。



■納める額

令和元年10月1日以降に初回新規登録をされた
自家用乗用車については新しい税額が適用されます

自家用乗用車の主な年税額は次のとおりです。

総排気量	R元年9月30日までの新規登録	R元年10月1日以降の新規登録
1ℓ以下のもの	29,500円	25,000円
1ℓ超1.5ℓ以下のもの	34,500円	30,500円
1.5ℓ超2ℓ以下のもの	39,500円	36,000円
2ℓ超2.5ℓ以下のもの	45,000円	43,500円
2.5ℓ超3ℓ以下のもの	51,000円	50,000円

■お問い合わせ先

太田行政県税事務所	太田市西本町60-27	TEL0276-31-3261
館林行政県税事務所	館林市仲町11-10	TEL0276-72-4461
自動車税事務所	前橋市上泉町397-5	TEL027-263-4343

軽自動車税も納期限までに納めましょう!
お問い合わせは、各市町税務担当課へ



税理士会コーナー

関東信越税理士会館林支部副支部長 山田圭佑



一般社団法人東毛法人会の皆様、いつもお世話になっております。関東信越税理士会館林支部副支部長の山田圭佑と申します。

今回は令和8年度税制改正について触れていこうと思います。2026年3月末までに通常国会で成立・確定すれば4月1日から適用される見込みですので、概要に触れていきます。

【食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額の引き上げについて】

役員又は使用者が使用者から食事の現物支給を受ける場合、次の2つの要件を満たすときは、当該役員又は使用者が食事の支給により受ける経済的利益はないものとされています。

① 当該役員又は使用者から実際に徴収している対価の額が、当該食事の価額の50%相当額以上であること。

② 当該食事の価額からその実際に徴収している対価の額を控除した残額が月額3,500円以下であること。

「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）において、上記の非課税限度額月額3,500円については、月額7,500円に引き上げることとされました。

このため、国税庁においては、所得税基本通達の改正を行い、令和8年4月1日以後に支給する食事について、非課税限度額を引き上げる予定としています。

（※）使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税を課税しないこととされる1回の支給額についても、同様に650円以下（現行：300円以下）に引き上げる予定としています（「深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に対する所得税の取扱いについて」の改正）。

【少額減価償却資産の特例について】

少額減価償却資産の特例は、正式には「中小企業

者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」と称される制度です。本制度は、中小企業や個人事業者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その取得年度において取得価額の全額を損金（必要経費）として計上することを認めるものです。

令和8年度税制改正においては、この少額減価償却資産の特例について、次のような見直しが示されています。

● 取得価額基準の引き上げ

現行では取得価額が30万円未満の資産が対象とされていますが、改正後は40万円未満へと引き上げられる予定です。

● 適用対象法人の見直し

本特例の対象となる中小企業者等のうち、常時使用する従業員数が400人を超える法人については、今後は適用対象から除外される見込みです。

このため、対象資産の金額要件は拡充される一方で、制度を利用できる法人の範囲はやや限定されることとなります。

● 制度の延長

本特例については、2029年（令和11年）3月31日まで、さらに3年間延長される方向が示されています。

今回は令和8年度税制改正のほんの一部について簡単に触れさせていただきました。他に多くの改正がございますので、詳しい内容につきましてはお近くの税理士にご相談いただければと思います。

※一部国税庁ホームページより引用

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。

● 関東信越税理士会館林支部

シリーズ

企 業 紹 介

三笠産業株式会社 館林工場 館林支部

常に「誠実」であれ、何事にも「果敢」であれ、 誰に対しても「謙虚」であれ

弊社は1960年（昭和35年）に創業。昭和46年には同市の近藤工業団地内に最先端の生産機能を備えた新館林工場を建設した。折しも館林インターチェンジの開通によって物流の利便性が飛躍的に向上した時期であり、当社は地域が物流の要所として発展を遂げる歴史とともに、その基盤を強固なものにしてまいりました。

当社の飛躍の転換点となったのは、戦後、進駐軍からコンクリートバイブレーターを受注し、小型建設機械の分野へ本格参入したことにあります。昭和36年に国内初となる「タンピングランマー」の開発に成功いたしました。当時の海外製品に比べて小型・軽量で操作性も優れているとご評価いただいたことが、当社の躍進の大きな原動力となりました。

その後も各種の道路工事用地固め機を次々に国産化。高い耐久性も評価され、建設ラッシュに沸く全国の工事現場でご使用いただきました。

海外の市場においては、優れた耐久性と作業性が評価されるとともに、防音性・防振性など世界最高水準の規制に適合させることで、世界80カ国に輸出しております。現在では海外売上5割と、世界的ブランド MIKASA として認知されております。

私たちは小型建機の製造・販売を通じて、国内外の社会インフラ整備に貢献し続けています。近年では、作業者の健康被害を防止するアンチバイブレーションシステムの開発や、電動化・超低騒音化など、お客様のご期待に応えるよう取り組んでおります。

MIKASAブランドが、今まで以上に多くの国、たくさんの人々に使われ、それが社会への貢献につながっていくことを目指し、私たちはこれからも努力を続けてまいります。



主力製品のひとつ「タンピングランマー」



三笠加工風景

【会社概要】

企 業 名：三笠産業株式会社館林工場
 所 在 地：館林市近藤町178-226
 代表取締役：十九浦垂起
 T E L：0276-73-1221
 U R L：<https://www.mikasas.jp>
 設 立：昭和35年7月
 事 業 内 容：建設機械の製造・販売
 従 業 員 数：46人



館林工場外観

随筆リレー

「目的と継続」



千代田支部 高野 茂樹

「継続は力なり」ということわざがございます。これはわずかなことでも継続することで結果が現れる、小さな努力も続けることで成功するという意味合いを持ちます。

私はまだ1年も経っておりませんが、スポーツジムに通い、週に2日程度継続して運動するようにしています。これまでも「運動不足気味」「お腹が出てきた」などの理由でスポーツジムに通ったことはありますが、途中から時間的な制約や効果の実感が湧かないなど、モチベーションが低下し半年と持ちませんでした。しかし、今回のスポーツジム通いは今までの漠然とした理由ではなく、別の目的があり続けられています。それは偶然の出来事ですが私や家族のテレビ出演でした。

昨年のお休みの日、家族でスノーボード旅行へ行った日の事です。何回か滑って、その後休憩する為レストハウスへ行きました。そこでは偶然にもテレビでよく見る芸人さんがロケを行っていました。ロケの様子を見た後、家族で休憩していた時、私たちの所へその芸人さんがきてロケに参加しないかと声を掛けてきました。内容は30kgの砂袋をそりで引きながら30m走対決をするという企画でしたが、勝てば賞金が貰えるし、負けてもいい思い出作りが出来ると思いOKしました。

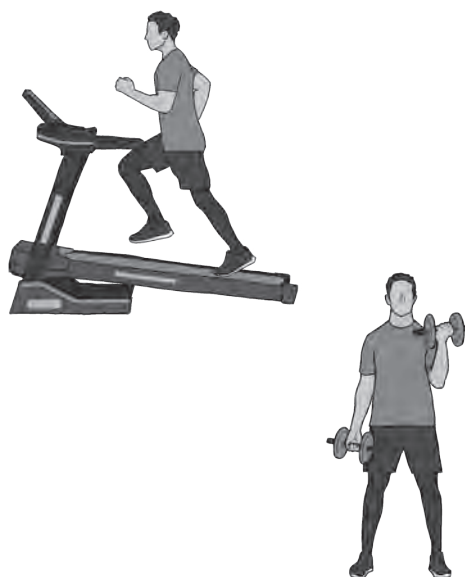
対決本番は、30kgの砂袋が意外と重く、番組のシナリオ通り?私の負け。しかも私は大き

く転んでのボロ負けでした。後日、家族とテレビを見ましたが、負けた事実に編集も加わり恥ずかしいテレビ放送となってしまいました。日頃から運動を行い、体力づくりをする必要があるなとつくづく感じました。

そのような出来事があり、今現在、スポーツジムに継続的に通うことが出来ています。おかげで体力も多少ですが向上し、体型も気持ち変わってきたと実感しております。再度リベンジする機会は無いでしょうが、何かの場面において継続していて良かったと感じる日が来ると思い取り組んでいます。

何事においても、成長したり結果を出すためには、目的意識を高め少しずつでも継続することが大切だと言えるのではないかと思います。

今回は、太田支部の湯澤秀明さんにリレーいたします。



法人会・部会・支部の活動

理事会を開催

3月4日(水)ニューミヤコホテル館林において理事会を開催しました。令和8年度事業計画(案)及び収支予算(案)、並びに第14回通常総会開催、業務執行状況報告等について審議され、可決承認されました。館林税務署からは、金澤満副署長、神田勝統括国税調査官、永井健司国税調査官にご出席いただき、会議後にワンポイント税務研修を行いました。



青年部会 新春講演会を開催

青年部会(神谷晋太郎部会長)では、3月2日(月)太田ナウリゾートホテル(太田市)において、第一生命経済研究所経済調査部首席エコノミスト永濱利廣氏を講師にお招きし、「2026年の経済展望～衆院選後の高市政権の経済政策～」と題して新春講演会を開催しました。講演では、参加した部会員の皆さまは、熱心に傾聴していました。また、講演後に開催した懇親会では、会員相互の交流を深めることができました。

女性部会 新春セミナーを開催

女性部会(春山裕美部会長)では、2月10日(火)正田醤油(株)文右衛門ホール(館林市)において、元アフラック職員の小林忠氏を講師に、『体験から感じる「がんの怖さ」と「備えの必要性」』と題し新春セミナーを開催しました。参加した部会員の皆さまは、熱心に傾聴していました。また、講演後に開催した懇親会では、会員相互の交流を深めることができました。



女性部会 支部部会長会議を開催

1月14日(水)幸寿司(大泉町)において支部部会長会議を開催しました。会議では、令和8年度事業計画(案)等について協議しました。

決算期別税務説明会・新設法人税務研修会

決算期を迎える会員企業・新設法人を対象に、講師に館林税務署法人課税第一部門の永井国税調査官を迎え、2月12日(木)に新設法人税務研修会、3月17日(火)18日(水)に決算期別税務説明会を開催しました。

青年部会 支部部会長会議を開催

1月20日(火)ジョイハウス別館(館林市)において支部部会長会議を開催しました。会議では、令和8年度事業計画(案)等について協議しました。

青年部会 租税教室を開催

青年部会（神谷晋太郎部会長）では、2月18日（水）関東学園付属高等学校にて1年生を対象に租税教室を開催しました。



講師：神谷部会長

支部の活動

館林支部 新春経済講演会

館林支部では、2月13日（金）館林商工会議所「3Fホール」において、（一社）やまとなでしこ協会代表理事日高利美氏をお招きし、新春経済講演会を開催しました。

当日は、「銀座のトップママが語る！成功を呼び込む接客とコミュニケーションの極意」をテーマに、日高氏自身の経験や、やまとなでしこ協会代表理事としてのご活動に基づき、お客様との向き合い方やビジネスにおける在り方について具体的にご講演いただきました。

出席された会員皆様にとって、日々の業務に直結する示唆に富んだ内容となり、非常に有意義な時間となりました。



太田支部 新春経済講演会

太田支部（大江通浩支部長）では、社会貢献事業の一環として、2月17日（火）にティアラグリーンパレスにて新春講演会を開催し、約200名が参加いたしました。

講師には、元サッカー日本代表選手の小野伸二さんをお招きし、MCのジョナサンシガー氏とのトークセッションをおこないました。

小野さんは、最後に、「これまでのサッカー人生では大勢の方に支えられてきた。今後は、そのご恩を還元し、また次世代の育成に力を注いでいきたい」とお話しされました。



館林支部 車両e-Tax PRステッカー交付

2月5日（木）株誠和製作所において、館林税務署が確定申告を前に車両e-Tax PRステッカーの協力を呼び掛けるため、交付式が行われました。車両の媒体を通して広くPRすることを目的に、館林支部会員約400会員事業所に配布しました。



女性部会
青年部会

会員募集中!

部会では、税務研修やセミナーなどの会員交流事業により、学びながら新しい仲間と交流が深められます。子ども達に税の大切さを学んでもらうために実施する「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室」などの地域社会貢献活動を一緒に楽しみませんか!



新入会員のご紹介

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

◇ 館林支部 (4 社)	
つつじ税理士法人	館林市松原
(株)シーエスラボ	〃 近藤町
小堀税理士事務所	〃 本町
(合)SUMICA	〃 北成島町
◇ 板倉支部 (1 社)	
館野文男税理士事務所	板倉町海老瀬
◇ 明和支部 (1 社)	
(合)清水動物病院	明和町南大島
◇ 大泉支部 (10 社)	
(有)みつば観光	館林市近藤町
(株)エスディー	大泉町朝日
(株)Fin Link	〃 富士
NEW CENTRAL (株)	〃 坂田
(株)アイフォス工業	〃 古海
(株)アイショウ工業	〃 古海
(株)宮鐵	〃 吉田
加藤塗装	〃 西小泉
(株)ウエマツ	〃 仙石
(株)PROMOTION BRASIL	〃 西小泉
◇ 邑楽支部 (1 社)	
ステップワード(株)	邑楽町光善寺
◇ 太田支部 (27 社)	
(株) i-works	太田市新井町
(株)リンクエム	〃 石原町
(有)高和	〃 鳥山下町

(株)ケイズエステート	太田市内ヶ島町
(有)アルプランニング	〃 鳥山上町
(株)松浪コントラクトデザイン	桐生市相生町
(株)あったらいいね	太田市浜町
(株)ヤマト	〃 東長岡町
工房蔵(株)	〃 大原町
LINDO (株)	〃 竜舞町
グレイスカーズ(株)	〃 大原町
将伸工業(株)	大泉町朝日
(有)茂利製作所	太田市吉沢町
(株)SK	〃 西本町
(有)三光食品	〃 由良町
(株)ディアハート	〃 新道町
(株)サンアール	〃 矢田堀町
RTE ENTERPRISE (株)	〃 新田木崎町
(株)トキワ	〃 成塚町
(有)サクシード総合企画	〃 新田小金井町
SBS プロダクツ(合)	〃 吉沢町
(株)奥澤	佐野市田沼町
(株)吉田製作所	太田市新田小金井町
ハピネス瀬川幸子	〃 東別所町
(有)山田工務店	〃 新田端木町
(株)すまいる不動産	〃 内ヶ島町
(株)AREYM	桐生市広沢町

※上記のほか、会報へ希望されていない10社が入会されました。

////インターネットセミナーをご活用ください■////

東毛法人会
インターネット・セミナー



セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない…遠くまで出かけずに近くでセミナーを受けたい…受講したいと思えるセミナーが開催していない…継続的に研修ができるシステムが欲しい…このような会員の皆様のニーズにお応えするため、東毛法人会のホームページから様々なジャンルのセミナーが無料で受講できる専用サービスを提供しています。

お好みのセミナーをパソコンやスマホ、タブレットから選んでいただき、クリックまたはタップするだけ。「じっくり聴きたい、あの人の講演」、「ちょっと知りたいあの言葉」、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。是非、ご活用ください。

東毛法人会のホームページから無料で700タイトル以上のセミナーが視聴できます。

<http://www.gunma-hojinkai.jp/tomo/>

東毛法人会

検索

専用IDとパスワードを入れてログインしてください!!

ID・パスワードは

会員 ID : hj0817 パスワード : 6811



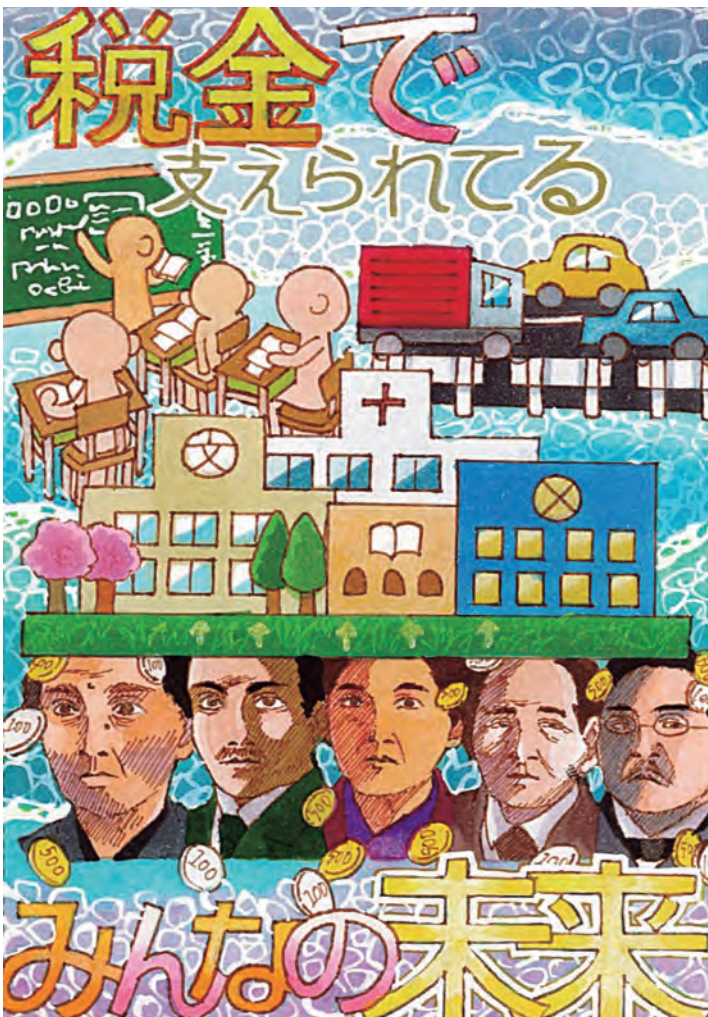
第9回 税に関する絵はがきコンクール
 関信越局連女連協会会長賞・全法連女連協会会長賞受賞



(春山女性部会長・谷田川会長・原さん・堀越校長先生)

第9回税に関する絵はがきコンクールにおいて、東毛法人会会長賞を受賞しました、館林市立第八小学校6年生の原叶衣さんの作品が、群馬県法人会連合会女性部会連絡協議会の代表となりました。作品は、関東信越国税局連絡協議会に送られ、審査の結果管内代表6作品中第1席に選ばれ、関東信越法人会連絡協議会女性部会連絡協議会会長賞を受賞しました。併せて、全国法人会総連合女性部会連絡協議会会長賞も受賞いたしました。誠にありがとうございます。

東毛法人会では、令和8年2月19日(木)、谷田川会長、春山女性部会長出席のもと、館林市立第八小学校において賞状の授与を行いました。



(原さんの作品)





Business Guard



AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償

法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット



地震災害の
リスクをガード

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

お問い合わせ・お申し込みは

群馬支店

〒371-0805
群馬県前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル6階
TEL 027-223-5771 FAX 027-223-6094
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

